

静岡文化芸術大学名誉教授称号授与規程

(趣旨)

第1条 この規程は、学校教育法（昭和22年法律第26号）第106条の規定に基づき、静岡文化芸術大学名誉教授（以下「名誉教授」という。）の称号授与に関し、必要な事項を定める。

(基準)

- 第2条 名誉教授の称号は、静岡文化芸術大学（以下「本学」という。）に学長又は副学長として勤務し、その功績が顕著であった者、又は専任教授（公立大学法人静岡文化芸術大学特任教員に関する規程第2条第1号に定める特任教授を含む。以下同じ。）としての勤務年数が15年以上ある者であって、教育上又は学術上の功績が顕著であった者に授与する。
- 2 前項のうち、専任教授としての勤務年数が15年に達しない場合でも、教育上又は学術上の功績が特に顕著であった者については授与することができる。
- 3 その他、本学の教育、学術及び運営上の功績が特に顕著であった者についても授与することができる。

(勤続年数の通算)

第3条 前条第1項の勤務年数には、本学の准教授（助教授を含む。）としての勤務年数はその2分の1を、本学の専任講師としての勤務年数はその3分の1を、それぞれ専任教授としての勤務年数とみなし、通算する。

(選考の手続)

- 第4条 名誉教授称号授与の決定は、静岡文化芸術大学名誉教授選考委員会（以下「選考委員会」という。）からの候補者推薦に基づき、教育研究審議会の議決を経て学長が行う。
- 2 選考委員会に関する事項は、別に定める。

(称号の授与)

第5条 名誉教授の称号授与は、別紙様式の証書を交付して行う。

(礼遇)

第6条 名誉教授に対しては、本学の諸式典及び重要行事への招待、図書館等の利用に関する便宜の供与並びに刊行物の贈呈その他適当な方法をもって礼遇する。

(称号の授与の取消し)

第7条 名誉教授の称号を授与された者が、その榮譽を汚すと認められる行為をなしたときは、学長は、教育研究審議会に諮り、称号の授与を取り消し、証書を返納させるものとする。

(委任)

第8条 この規程の運用に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

この規程は、平成 18 年 3 月 23 日から施行する。

附 則

この改正は、平成 22 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この改正は、平成 25 年 10 月 1 日から施行する。

附 則

この改正は、平成 30 年 4 月 1 日から施行する。

別紙様式

第 号

氏 名
生 年 月 日

静岡文化芸術大学名誉教授の称号を授与する

年 月 日

静岡文化芸術大学 印